

建築基準法第12条第3項

定期報告を必要とする建築設備等について

～平成30年度より報告対象建築設備等が追加されます～

百貨店やホテル、病院、遊技場などの不特定多数の人が利用する建築物については、構造の老朽化、避難設備の不備、建築設備の作動不良などにより、大きな事故や災害が発生するおそれがあります。建築基準法ではこうした事故等を未然に防ぎ建築物等の安全性や適法性を確保するために、専門技術者の点検を受け、その結果を報告することとされています。建築物本体と同様、建築設備等も別途点検及び報告が必要です。

これまでの昇降機と準用工作物に加え、平成30年度より、防火設備と小荷物専用昇降機が追加されますので、ご注意ください。

大津市で定期報告を必要とする建築設備等

種類	対象建築設備等	報告時期
防火設備 (外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。)	① 政令により定期報告が必要な建築物(下表参照※)に設けられる防火設備 ② 以下に掲げられる用途のうち、床面積の合計が 200 m ² を超える建築物に設けられる防火設備 • 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) • 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める児童福祉施設等※1 • 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める共同住宅及び寄宿舎※2	毎年 (平成30年度から対象)
昇降機 (住戸内のみを昇降するものを除く。)	① エレベーター、エスカレーター ※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる事業の事業場に設置されているものうち、一般公衆の用に供されていないもの)のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの(積載荷重が1トン以上のもの)を除く。 ② 小荷物専用昇降機(フロアタイプのもの) ※昇降路の全ての出し入れ口の下端が床面よりも50cm以上高いものを除く。	毎年 (②は平成30年度から対象)
準用工作物	観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設	毎年

※政令により定期報告が必要な建築物

対象用途	対象規模(当該用途が避難階のみにあるものを除く。)
劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場のものを除く。)、公会堂、集会場	• 床面積の合計(客席の部分に限る。) ≥ 200 m ² • 3階以上の床面積の合計 > 100 m ² • 地階の床面積の合計 > 100 m ² • 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないもの
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、キャバレー、咖啡、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店、遊技場、展示場、公衆浴場	• 床面積の合計 ≥ 3,000 m ² • 2階の床面積 ≥ 500 m ² • 3階以上の床面積の合計 > 100 m ² • 地階の床面積の合計 > 100 m ²
ホテル、旅館、高齢者、障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める児童福祉施設等※1 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める共同住宅及び寄宿舎※2	• 2階の床面積の合計 ≥ 300 m ² • 3階以上の床面積の合計 > 100 m ² • 地階の床面積の合計 > 100 m ²
病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	• 2階(2階に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計 ≥ 300 m ² • 3階以上の床面積の合計 > 100 m ² • 地階の床面積の合計 > 100 m ²
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(学校に付属するものを除く。)	• 床面積の合計 ≥ 2,000 m ² • 3階以上の床面積の合計 > 100 m ²

※1 政令で定める児童福祉施設等…助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

※2 政令で定める共同住宅及び寄宿舎…サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。